

会 議 録

1 会 議 名 令和元年度第1回木更津市環境審議会

2 開催日時 令和元年11月28日(木)午後2時30分から17時00分まで

3 開催場所 木更津市役所駅前庁舎 8階会議室2

4 出席者名

委員:草刈慎祐、渡辺厚子、神田豊彦、手塚一郎、富沢道博、山口仁、

湯谷賢太郎、石渡肇、市川悟、高橋忠男、山口和江、吉田昌弘、上大川順、

立崎政男、松戸滋、渡邊浩司

事務局:渡辺芳邦(市長)、江尻益男(環境部長)、平野義視(環境部次長兼まち美

化推進課長)、宗政靖(環境管理課課長)、中野道信(環境管理課副主幹)、栗原慎

一郎(環境管理課主任技師)、

事業者:鈴木悟基(エヌエス環境株式会社)

5 議題等及び公開又は非公開の別

・環境審議会の設置目的及び審議事項について(公開)

・会長、副会長の選出について(公開)

・「木更津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」素案の策提について(公開)

・その他

6 傍聴人 0名(定員10名)

7 発言の内容 以下のとおり

【司会】 本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、環境審議会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、只今から、令和元年度第1回目木更津市環境審議会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、環境部環境管理課長の宗政 と申します。よろしくお願いいたします。それでは、早速、次第にそって進めさせていただきます。

はじめに、次第2の委嘱状交付を行います。委員名簿につきましては、お配りした資料1－5にございますので、ご覧ください。

委員の皆様におかれましては、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、ご起立いただきたいと存じます。

【草刈委員以下、出席委員に対し委嘱状交付】

【事務局】 皆さまには任期の2年間よろしくお願いいたします。続きまして、開催にあたりまして、渡辺市長からご挨拶を申し上げます。渡辺市長、よろしくお願いいたします。

【市長】 皆さま、こんにちは。市長の渡辺でございます。本日は大変お忙しいところ、令和元年度 第1回目木更津市 環境審議会に ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、委員の就任を お願いいたしましたところ、快くお引き受け頂き、重ねて御礼申し上げます。今年は、本市でも相次ぐ台風や大雨により、過去に例を見ないほどの甚大な被害に見舞われました。近年は、地球温暖化が起因と思われる自然災害が日本各地で発生しており、地球温暖化対策は 喫緊の課題となっております。

さて、本市が推進しております「オーガニックなまちづくり」の取組の一つが、「環境にやさしいまちづくり」であり、自然環境の保護・保全に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策及び資源循環を推進しております。また、本年4月には、「世界首長誓約/日本」へ国内21番目の自治体として誓約書に署名をさせていただき、温室効果ガス削減等、誓約事項の達成に取り組んでいるところでございます。

そのような中、今年度は、市民、市内事業者、市が一体となって取り組む「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定をしているところであり、本日は、計画の

素案ができあがりしましたので、委員の皆様から、ご意見を頂戴したいと存じます。委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後も本市の環境行政へのお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。続きまして、委員皆様の自己紹介をお願いいたします。

【委員自己紹介】

【司会】 ありがとうございます。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

【事務局職員紹介】

【司会】 それでは議題に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。次第、資料1－1から資料1－7をお席に置かせていただいております。過不足がございましたらお知らせ下さい。

それでは、これから会議に入るわけでございますが、本日の審議会は、委員18名中、16名のご出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、「木更津市環境審議会規則」第3条第2項の規定により会議は成立しております。ここで、会議の公開についてご説明いたします。木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条「審議会等の会議は、これを公開とする。」の規定により、審議会は原則公開となっております。また、会議録につきましても、市のホームページ及び市役所朝日庁舎の行政資料室において、公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おき下さいますようお願いいたします。また、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承下さい。

では、まず今回初めて当審議会の委員になられた方もおいでですので、議事に入ります前に、審議会の設置目的、審議事項等につきまして、事務局から説明させていただきます。

【事務局】 それでは、環境審議会の設置目的及び審議事項について、お配りした資料1－1から1－3に沿って説明いたします。すみませんが、座って説明をさせて頂

きます

まず、資料1－1の1ページをご覧ください。環境基本法の抜粋ですが、第44条に、

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）という項目で、「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と規定しております。

この規定に基づきまして、木更津市環境保全条例第53条、3ページの中ほどに、環境審議会の設置とその目的を定めております。第53条の、「環境基本法第44条の規定により、」以下の条文にあるとおり、当審議会の設置の目的は、「環境の保全に関して、基本的な事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議等する」こととなります。ご審議をお願いする内容につきましては、私どもの所管しております、「環境保全条例」と「小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に規定がございます。

まず、環境保全条例の方から説明いたします。資料1－1の2ページをご覧ください。

環境保全条例の第8条に、「環境基本計画の策定」という項目がございますが、その第3項で、「市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ木更津市環境審議会の意見を聴かなければならない。」また、第5項では、第3項の規定を環境基本計画の変更について準用することとしております。したがって、環境基本計画の策定及び変更をする場合は、審議会のご意見を聴くことになります。次に、規制基準の関係でございますが、第32条に「規制基準の制定」という項目がございます。そして、「市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。」、その第2項で、「市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、木更津市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。」と規定しております。新たに規制基準を定める場合や、変更、或いは廃止する場合は、審議会の意見を聴くことを定めております。

続きまして、3ページをご覧ください。第45条で、規制基準に適合していない場合の改善命令について規定しております。その第2項で、「市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、木更津市環境審議会の意見を聴

いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。」と規定しております。

これは、工場等から排出されるばい煙等が規制基準を超えて排出されたことが確認できたので、市が工場等に改善命令を行ったが、工場側が、命令に従わなかった場合については、当審議会の意見をお聴きして、施設の使用または作業について一時停止命令を出すことができる、ということでございます。

続きまして、小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例でご審議をお願いする内容について、説明いたします。5ページ、第7条をご覧ください。「水道水源保護地域の指定等」という項目の第2項で「市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、木更津市環境保全条例(平成12年木更津市条例第44号)第53条に規定する木更津市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。」

また、第4項で「前2項の規定は、市長が水道水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。」と規定されておまして、水道水源保護地域の指定、変更、解除について、審議会の意見を聴くことが定められております。

続きまして、第8条の排水基準の第2項で「市長は、前項の規定により排水基準を定める場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」第3項で「前項の規定は、排水基準を変更しようとする場合において準用する。」と規定しております。

先ほどの環境保全条例の規制基準同様、排水基準の設定、変更の際には、審議会の意見を聴くことを定めたものでございます。

以上、大きくまとめますと、環境基本計画の策定及び変更、基準の制定及び変更、一時停止命令の発令が条例で定められた環境審議会の審議事項、ということでございます。

そのほかに、先ほど申し上げました審議会の設置目的である「環境の保全に関して、基本的な事項を調査し、必要な事項を市長に答申又は建議等する」という項目に該当する事項といたしまして、環境影響評価の手続きの中で、市町村長が千葉県知事に意見を述べるにあたって、その意見形成について、当市では審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、本日、ご審議いただく、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定」についてですが、これは、木更津市内全域にわたる、重要な計画でございますので、

委員の皆様にお集まりいただいたところでございます。

次に、審議会の運営について、でございますが、資料1-2及び資料1-3として審議会規則と運営要領をお配りしております。資料1-2 審議会規則の第2条の定めにより、この後、会長、副会長の選出をしていただくこととしております。

最後に、環境審議会の開催状況について申し上げますと、本日お配りしました資料1-4、「環境審議会の開催状況」にございますとおり、案件の有無により年度ごとの開催回数にかなりの差がございます。なお、今年度もう一度、素案をパブリックコメント等にかけて内容を修正した後、皆様にお集まりいただき環境審議会を開催する予定でございます。開催日程等の詳細が決まり次第、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 只今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

ないようでしたら、議事に入ります。

まず、次第の7 議題(1)にお示しております、会長、副会長の選出についてでございます。会議の議長は、木更津市環境審議会規則第3条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますが、本日の会議は、今期の審議会委員として委嘱させていただきましてから、初めての会議でございますので会長、副会長が決まっておりません。そこで、会長が選出されるまでの間、議事を進行いたします仮議長が必要となります。ここで、慣例によりまして、江尻環境部長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますので、ご了承下さるようお願いいたします。江尻部長、仮議長席へ移動をお願いします。

【環境部長、仮議長席へ】

【仮議長】 ただいま司会から説明がありましたとおり、皆様に委員をお願いいたしまして初めての会議でございます。会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいて議事を進めさせていただきます。

では、「会長選出について」を議題といたします。木更津市環境審議会規則 第2条第1項の規定により、「審議会に会長及び副会長を各一人置き、委員の互選によりこれを定める。」こととなっております。選出方法は、いろいろございますが、いかがいたしましょうか。

【事務局一任との声】

【仮議長】 ただいま、「事務局一任」、とのご提案がございました。他にご意見はございますか。

【仮議長】 他にご意見がないようでしたら、委員各位のご賛同をいただき、事務局の推薦により会長を選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

【仮議長】 「異議なし」のご発言がございましたので、ご賛同いただけたものとし、事務局から会長の推薦をお願いいたします。

【事務局】 事務局からは、前期におかれましても会長にご就任いただいております「神田委員」に引き続き会長職をお願いいたしたいと思っております。

【仮議長】 只今、事務局より会長に神田委員の推薦がございましたので、委員各位のご賛同をいただければ、会長に神田委員を選出いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

【仮議長】 「異議なし」のご発言がありましたので、ご賛同いただいたものとし、会長に神田豊彦委員を選出いたします。選出されました神田委員におかれましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、仮議長の職を解かせていただきます。議事進行にご協力頂きまして、ありがとうございました。

【環境部長、自席へ】

【議長席名札変更 仮議長から会長へ】

【司会】 それでは、神田会長、会長席へ移動をお願いいたします。

【神田会長、会長席へ移動】

【司会】では、ここで神田会長から、ごあいさつをお願いいたします。

【会長】ただいま、会長に選出されました神田でございます。清見台南1丁目で医師をしております。前期に引き続き、推薦をいただき、会長という重責をお受けすることになりました。どうぞ、よろしくお願いいたします。先程の渡辺市長のご挨拶にもございましたが、近年は、地球温暖化の影響であろうと思われる災害が日本国内で頻発しています。木更津市でも去る9月に台風15号、10月には台風19号及び台風21号の影響による記録的大雨と、立て続けに私たちの生活を脅かす自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしたことは記憶にも新しいかと思えます。このような自然災害は、人々の生命に関わる重大なもので、1人1人が地球温暖化に真剣に向き合わなければならない時期に来ていると思います。そのような中で、この環境審議会が、市民の皆さんの暮らしにどのように貢献できるのか、非常に難しい問題ではありますが、先ほど事務局から説明がありました審議会の目的に沿って、市長が掲げている、持続可能なまちをつくり、次世代につないでいくことを実現できるよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、審議会の運営に当たりましては、円滑な運営を目指してまいる所存でございますので、委員並びに事務局の皆様には、ご協力をお願いして、ご挨拶に代えさせていただきます。

【司会】ありがとうございました。それでは、木更津市環境審議会規則第3条第1項の規定によりまして、神田会長、議事進行のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】それでは、引き続き会議を進めます。皆様のご協力をいただきまして、会議を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、はじめに「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」施行規則第6条の規定により、会議録の内容について審議会等が指定した者の確認を得ることとなっておりますので、会議録署名委員を2名選出したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

【発言するものなし】

【会長】意見がないようですので、会長一任でよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

【会長】 ありがとうございます。異議なし、との声がありましたので、私から指名させていただきます。湯谷賢太郎委員、渡邊浩司委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に議題の「副会長の選出について」をお諮りいたします。選出方法は、いろいろとございますが、いかがいたしましょうか。

【会長一任の声】

【会長】 ただいま、「会長一任」との提案がございました。他にご意見はございますか。

【発言するものなし】

【会長】 意見がないようですので、会長一任でよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

【会長】 ありがとうございます。異議なし、との声がありましたので、私から指名させていただきます。副会長に草刈慎祐委員を選出いたします。選任されました草刈委員におかれましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、草刈副会長、ごあいさつをお願いいたします。

【草刈副会長】 ただ今、副会長に選出いただきました草刈でございます。神田会長と共に誠心誠意させていただきたいと思っております。運営に際しまして、ご協力いただきたいと思います

【会長】 ありがとうございます。それでは、次に議題の2点目、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」「(素案)の策定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 説明の前にお願いがございます。本計画の策定には、専門知識等を必

要することから委託業務として事業者をお願いしております。このため受託事業者を説明者として本会議に出席させたいと思いますが、その許可を会長をお願いしたいと思います。

【会長】 ただいま、事務局より関係者の出席が求められましたが、木更津市環境審議会運営要領第2条により、必要であると認めたいと思います。

【事務局が受託事業者を連れて入場】

【事業者】 今回、木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に携わらせていただいておりますエヌエス環境株式会社の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

【会長】 よろしく申し上げます。では、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についての概要と、年間スケジュールについてご説明させていただきます。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律により、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市が、地域の自然的社会的条件に応じた市民・事業者を含む地域全体の温室効果ガス排出抑制の計画として策定するものとされており、木更津市を含むその他の地方公共団体についても、策定に努めるものとされております。しかしながら、本市は、今年4月22日に市民及び事業者を含めた市全体での更なる地球温暖化対策を推進するため、国の削減目標を上回る削減を目指す「世界首長誓約/日本」に誓約いたしました。このような背景から、市として本計画の策定に取り組んでおります。計画の詳細については、この後、受託事業者より説明いたします。続きまして、年間スケジュールについて、お配りした資料1ー7に沿って説明いたします。本日の第1回環境審議会までに、6月より市民・事業者アンケート等を含む基礎調査、目標・対策の検討をし、11月18日に木更津市庁内地球温暖化対策推進会議にて、意見を取りまとめまして、本日の審議会にいたっております。今後の予定といたしましては、本日もいただきますご意見を基に、計画案の修正等を行ない、12月19日より1月17日にかけて、意見公募を行なう予定となっております。意見公募での意見を計画案に反映させ、2月ごろに庁内の意見をまとめ、次回の環境審議会にて最終

案をご提示いたします。事務局からの説明は以上でございます。続きまして、計画の詳細について、受託事業者より説明いたします。

【事業者】 計画の詳細につきましては、私、エヌエス環境鈴木からご説明させていただければと思います。着座にてご説明させていただきます。

資料 1-6、木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、こちらの素案についてご説明させていただきます。

まず、1 頁目、目次を見ていただきたいと思います。こちらの計画では、まず、第1章で計画策定の背景ということで、地球温暖化とはどういうことか、また、温暖化で現在どういった影響が出てきているのかといったことについて記載しております。

続いて、第2章では、計画の基本的事項としまして、今回の計画策定の目的でしたり、計画の位置づけについて記載しております。

続いて、第3章は、温室効果ガスの排出状況ということで、現在の木更津市でどのくらいの温室効果ガスが出ているのか。また、各部門で、例えば、製造業等の産業部門などの部門ごとでどのくらい出ているのかを記載しております。

続きまして、第4章温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標では、今後の木更津市における温室効果ガスの排出状況がどのように推移していくのか、また、こちらを削減するに当たってどういった取り組みができるか、について推計させていただきまして、それに伴って、木更津市における温室効果ガスの削減目標を記載しております。

続いて、地球温暖化対策に向けた緩和策ということで、先ほど第4章で述べた削減目標を達成するために、どういった施策を講じていくか、また、その中で、より重点的に行っていく施策につきましては、5-4 重点施策として挙げています。

第6章気候変動に向けた適応策では、今後避けることのできない気候の変化に対して、どのように対応していくのか、どのような施策を講じていくのかについて記載しています。

第7章では、計画の推進ということで、今回の計画の推進体制と進行管理について記載しています。

それでは、1 頁目の第1章計画策定の背景からご説明させていただきます。まず、1-1 地球温暖化とはということで、地球温暖化というものは、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中での濃度が上がることで、地上の温度が上昇する現象です。現在の地球温暖化の状況としましては、世界の二酸化炭素平均濃度は、年々増加し

ておりまして、産業革命以前の平均的な値とされる約 280ppm と比べて、2018 年 11 月現在では、405.5ppm と大幅に増加しているという状況になっています。こういった、温室効果ガスの濃度の増加によって、現在では、海面水位の変化や洪水などの自然災害の増加などが観測され始めています。

2 頁目では、地球温暖化による影響ということで、現在までの影響について記載しています。まず、(1)の世界への影響ということで、現在世界では、長期的に 100 年あたりで見た場合、 0.73°C 平均気温が上昇している状況となっています。また、世界の海面水位は明治 34 年(1901 年)から平成 22 年(2010 年)の約 100 年の間で、0.19m 程度海面の水位は上昇しているという状況になっています。続きまして、(2)日本への影響ということで、明治 31 年(1898 年)以降、日本の平均気温は 100 年あたりで見た場合、およそ 1.19°C 上昇しているというような状況となっています。また、降水量につきましては、1 日の降水量が 100mm 以上である大雨の日数が増加している傾向にあります。続きまして、3 頁(3)木更津市の影響ということで、実際に木更津市ではどのような影響が出ているかということについて、4 種類の図にまとめています。まず、1 つ目が年間平均気温の経年変化、2 つ目が日降水量 30mm 以上の日数の経年変化、3 つ目が真夏日の経年変化、最後に冬日の経年変化を示させていただいております。まず、左上の年平均気温の経年変化です。こちらに 5 年移動平均とありますが、これは 5 年間の平均値の推移について記載しています。木更津市におきましては、昭和 53 年(1978 年)以降では、平均気温が上昇している状況となっています。これに伴いまして、真夏日の経年変化は増加している傾向にあり、真冬日の経年変化は減少している傾向にあります。続いて、日降水量 30mm 以上の日数の経年変化につきましては、昭和 53 年(1978 年)以降、徐々にではありますが増加傾向にあります。続きまして 4 頁を見ていただければと思います。ここでは、地球温暖化による将来予測について記載しています。世界の気候変化の将来予測としましては、今後、地球温暖化による最も地球への影響が大きい状態となった場合ですと 21 世紀末までに世界の平均気温は最大で 4.8°C 上昇します。また、海面水位については 0.82m 上昇すると予測されております。5 頁に移っていただきまして、日本における気候変化の予測についてです。日本では、地球温暖化による影響が最も大きい状況では、最大 5.4°C の平均気温の上昇が見込まれています。また、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、 $0.5\sim 1.7^{\circ}\text{C}$ の平均気温の上昇は避けられない状況となっています。6 頁目に移っていただきまして、こちらからは木更津市における気候変化の予

測について記載しています。こちらの予測につきましては、気候変動適応情報プラットフォームにおける環境省及び国立環境研究所によって開発された気候変動予測ツールを用いて、木更津市における気候変化の予測をしています。こちら、図につきましては、左側には、今後木更津市として厳しい温暖化対策を実施した場合について、右側には、今後、特段の温暖化対策を実施しなかった場合について示しています。特に影響の大きいものについてご説明します。6 頁の①、年平均気温についてです。今後木更津市として厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間平均気温が1～2℃上昇することは避けられない状況であると予測されておりまして、今後温暖化対策を実施しなかった場合は、4～5℃上昇するということで、温暖化対策を実施した場合の2倍以上の影響が出ると予測されています。続きまして、8 頁⑤の熱中症搬送者数についてです。今後厳しい温暖化対策を実施した場合でも、現在の熱中症搬送者数よりも1.8～2 倍程度増加すると予測されています。また、温暖化対策を実施しなかった場合ですと、4～6 倍と、温暖化対策を実施した場合の2～3 倍程度増加すると予測されています。続きまして、10 頁に移っていただきまして、こういった、温暖化による現在の状況や将来の予測に対して、現在どのような地球温暖化対策の動向があるかについて記載しています。まず、(1)世界の動向といたしまして、1 つ目の「パリ協定」の採択、こちらでは、平成 27 年(2015 年)にパリ協定が採択されまして、温室効果ガスの削減目標を掲げ、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。また、国連サミットにおける「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択としまして、平成 27 年(2015 年)に国連サミットで「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」ということで採択されておりまして、こちらでは、令和 12 年(2030 年)に取り組む国際目標として17 のゴールと169 のターゲットが設定されています。続いて11 頁、国内の動向を記載しています。まず、①では国の動向について、先ほどのパリ協定の採択を受けて、日本では、平成 28 年度(2016 年度)に新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されまして、こちらの中では、令和 12 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比で、日本全体の温室効果ガスの26.0%を削減するという目標を掲げております。また、平成 30 年(2018 年)には「気候変動適応法」を公布したのちに、「気候変動適応計画」を閣議決定しています。この計画では、気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」に取り組むこととしています。続きまして、12 頁の千葉県の動向についてです

が、千葉県では、平成 28 年(2016 年)9 月に「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2 スマートプラン～」を策定しておりまして、令和 12 年度(2030 年度)までに平成 25 年度(2013 年度)比で 22%の温室効果ガスを削減することを目標に掲げています。また、平成 30 年(2018 年)3 月には、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」ということで、千葉県内における各分野の気候変動の影響を整理したうえで、千葉県として気候変動に対してどのような取り組みを行っていくかを示しています。13 頁に移りまして、木更津市の取り組みについてです。木更津市では、平成 28 年(2016 年)3 月に策定した「第2次木更津市環境基本計画」の基本目標として、「資源を大切に地球にやさしいまちづくり」を掲げ、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入などの地球温暖化対策に取り組んでいます。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 30 年(2018 年)2 月に「第3次木更津市地球温暖化対策実行計画」を策定し、木更津市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。平成 31 年(2019 年)4 月には、市長が「世界首長誓約/日本」に署名し、千葉県初の署名首長となりました。これにより「世界気候エネルギー首長誓約」に登録され、持続可能なエネルギーの推進や温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指していくということになっています。14 頁、世界気候エネルギー首長誓約において、どのようなことを誓約しているかについて記載しています。誓約事項として、3 つ記載しています。1 つ目が持続可能なエネルギー(エネルギーの地産地消など)を推進します。2 つ目が 2030 年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指します。こちらは、先ほどの 26%以上の削減目標を目指していくということです。3 つ目が気候変動の影響などに適応し、レジリエント(強靱)な地域づくりを目指します。この 3 つの事項について誓約をしております。以上で第1章の説明を終了いたします。

続きまして、15 頁、第2章計画の基本的事項についてご説明させていただきます。はじめに、2-1 計画策定の目的についてです。「木更津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」につきましては、木更津市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、木更津市の現状や特性を踏まえ、市民・事業者・市等の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。また、「世界首長誓約/日本」への署名に伴い、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づ

くりを目指し、具体的な取り組みを積極的に進めていくための計画となっております。続きまして、計画の位置づけとしましては、本計画は、温対法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」であるとともに、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」に当たるものです。また、「第 2 次木更津市環境基本計画」における基本目標である「資源を大切に作る地球環境にやさしいまちづくり」の実現に向けた地球環境分野の個別計画に位置づけられます。16 頁について、今回の計画で対象とする温室効果ガスについて記載しています。今回の計画で対象とする温室効果ガスは、燃料の使用などで発生するエネルギー起源の二酸化炭素と廃棄物の焼却などで発生する非エネルギー起源の二酸化炭素の 2 つを対象としています。計画の対象範囲としましては、木更津市全域としておりまして、必要に応じて、国や県、周辺自治体との連携を図っていくこととしています。計画の目標と期間についてです。まず、計画の目標年度と基準年度についてです。基準年度につきましては、国の地球温暖化対策計画に準拠して、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度としています。目標年度としましては、短期目標年度を令和 6 年度（2024 年度）とし、中長期目標年度を令和 12 年度（2030 年度）としております。計画期間としましては、本計画の始まる令和 2 年度（2020 年度）から中長期目標年度である令和 12 年度（2030 年度）までの 11 年間としております。計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。以上で、第 2 章の説明を終了いたします。

続きまして、第 3 章温室効果ガスの排出状況についてです。こちらでは、国や県の温室効果ガス排出状況から木更津市域から排出される温室効果ガスを推計させていただいております。17 頁の表では、2013 年度から 2016 年度までの部門別の温室効果ガスの排出状況について記載しています。次の頁に移っていただきまして、今の表をグラフとして示させていただいております。木更津市全体の温室効果ガス排出量としましては、2013 年度から 2015 年度まで減少傾向でしたが、2016 年度で増加しており、基準年度である 2013 年度からは 30 千 t-CO₂（2%）増加している状況となっています。また、こちらの温室効果ガスの内訳を下の円グラフで示させていただいております。木更津市では、産業部門が 47.4%と約半分ほどを占めており、それに次いで、業務その他部門が 19.3%、運輸部門が 19.2%、家庭部門が 12.4%となっております。産業部門など各部門における内訳について、19 頁以降で説明させていただきます。19 頁では産業部門について記載させていただいております。産業

部門の内訳としましては、製造業が 97.3%とほとんどを占めています。製造業における二酸化炭素の排出量は製造品出荷額から推計を行っているため、製造品出荷額の増減に影響を受けます。20 頁に移りまして、業務その他部門についてです。業務その他部門については、木更津市における事業者数を用いて推計を行っています。木更津市の従業者数は増加傾向にありますが、二酸化炭素の排出量はほぼ横ばいで推移しています。21 頁に移りまして、家庭部門についてです。家庭部門につきましては、木更津市における世帯数で、二酸化炭素の排出量を推計しています。木更津市における世帯数は増加傾向にありますが、二酸化炭素の排出量は各取り組みによって減少しており、平成 25 年度(2013 年度)と比べて、38 千 t-CO₂、18%減少しています。22 頁に移りまして、運輸部門についてです。こちらでは、木更津市における自動車保有台数等を用いて、木更津市における排出量の推計しています。木更津市では、自動車保有台数は増加傾向にありますが、二酸化炭素の排出量は横ばい傾向にあります。最後に、23 頁に移りまして、廃棄物部門についてです。木更津市では平成 18 年度(2006)年度以降、市域のごみについては「君津地域広域廃棄物処理事業」として委託処理が行われていまして、平成 25 年度(2013 年度)から平成 28 年度(2016 年度)までの二酸化炭素の排出量は横ばいの状況となっております。こちらでは、実際の木更津市から排出されるごみの量をもとに排出量の推計を行っております。以上で、第3章の説明を終了いたします。

24 頁から第4章の説明をさせていただきます。第4章は温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標についてです。まず、4-1 温室効果ガス排出量の将来推計と削減見込量についてです。将来推計としまして、今後、特段の温暖化対策を行わない場合について、排出量がどのように推移していくかを推計しています。推計に当たりましては、各部門において影響が大きいと考えられるものを活動量として設定し、過去の推移の傾向から今後の変化を推計いたしまして、温室効果ガスの将来推計に用いています。産業部門では、製造業が大きな割合を占めているため、製造品出荷額によって大きく影響されることが考えられるため、こちらを活動量として設定し、将来推計を行っております。業務その他部門に置きましては、業務用延床面積に影響されると考えられるため、こちらを用いて将来推計を行っております。家庭部門、運輸部門につきましては、木更津市における将来的な人口予測を用いて、二酸化炭素排出量を推計しております。廃棄物部門につきましては、今後のごみ総排出量と人口予測から将来推計を行っております。将来推計の結果を 25 頁に示しています。現

況年度である 2016 年度から 2030 年度までの値を推計させていただいております。推計結果としましては、全体で 1,453 千 t-CO₂ まで増加することが見込まれておりまして、基準年度である 2013 年度から見ると、72 千 t-CO₂、現況年度である 2016 年度から見ると 42 千 t-CO₂ 増加すると推計されます。続きまして、26 頁から温室効果ガス排出量の削減見込量について説明いたします。こちらでは、①で国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による削減見込量、②で本市独自の施策による削減見込量について推計しています。まず、①の国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による削減見込量について表に推計結果を示しています。こちらでは、各部門について、例えば、高効率な省エネルギー機器を導入した場合や運用改善を行った場合、国で定められている 2030 年度における電力排出係数の目標を達成した場合などについて削減見込量を推計しています。こちらでは、合計で 400 千 t-CO₂ の削減が見込まれています。27 頁に移りまして、本市独自の施策による削減見込量の推計結果について記載しています。第5章で出てきます重点施策とリンクするかたちで記載しています。まず、重点施策の 1 つ目である再生可能エネルギーの地産地消の削減見込量としては、33.7 千 t-CO₂ が見込まれております。2 つ目のコンパクト＋ネットワークの拠点づくりでは、1.4 千 t-CO₂ の削減が見込まれています。3 つ目のごみの総排出量の削減では、1.3 千 t-CO₂ の削減が見込まれています。本市独自の施策による削減見込量としましては、36.4 千 t-CO₂ の削減が見込まれています。(3)表では、現状趨勢ケースということで今後特段の温暖化対策を行わなかった場合についてと国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による削減見込量、本市独自の施策による削減見込量の合計を記載しています。推計結果としては、364.4 千 t-CO₂ の削減が見込まれていまして、増減比としましては、平成 25 年度(2013 年度)比 26.4%の削減が見込まれています。28 頁に移りまして、本市における温室効果ガス排出量の削減目標についてです。短期目標としましては、令和 6 年度(2024 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 2%以上削減するという目標になっており、現況年までに増加した分についての削減を含めるかたちになっております。中長期目標としては、令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 26%以上削減するという目標を掲げています。以上で第4章の説明を終了いたします。

続きまして、29 頁から第5章地球温暖化対策に向けた緩和策について説明いたします。こちらの緩和策では、基本方針を 4 つ設定しております。1 つ目が省エネ型

ライフスタイルの実践、2 つ目が低炭素なまちづくり、3 つ目が分散型エネルギー社会の形成、4 つ目が循環型社会の形成となっています。30 頁に移りまして、計画の施策体系を記載しています。それぞれの基本方針に対して、基本施策を設定しています。省エネ型ライフスタイルの実践の基本方針に対しては、エコドライブの普及促進、省エネ行動実践の推進を基本施策として設定しています。低炭素なまちづくりの基本方針に対しては、コンパクト＋ネットワークの拠点づくり、公共交通の利用促進、地産地消の推進の 3 つを基本施策として設定しています。分散型エネルギー社会の形成につきましては、省エネルギー設備の普及促進、再生可能エネルギーの普及促進の 2 つを基本施策として設定しています。最後の循環型社会の形成につきましては、市街地の緑化・緑地の保全の推進、4Rの推進、森林の整備・維持管理の推進を基本施策として設定しています。31 頁に移りまして、実際に基本施策としてどういったことに取り組んでいくのかということで、具体的な取り組みについて説明します。まず、基本方針1. 省エネ型ライフスタイルの実践の基本施策エコドライブの普及促進についてです。こちらの具体的な取り組みについてです。1 つ目が広報などによる市民、事業者へのエコドライブの啓発に努めます。2 つ目が公用車の使用時にエコドライブを心がけます。この 2 つを具体的な取り組みとして設定しております。続きまして、32 頁に移りまして、基本施策省エネ行動実践の推進の具体的な取り組みについてです。こちらでは、3 つ具体的な取り組みを設定しております。1 つ目が国民運動である「COOL CHOICE」について、市のホームページへの掲載などにより、普及啓発を図ります。2 つ目が通勤方法をマイカーから公共交通機関や自転車などの環境に優しい方法に切り替える「エコ通勤」を推進します。3 つ目が「第3次木更津市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネ行動を推進します。こちらの 3 つを具体的な取り組みとして設定しております。続きまして、34 頁に移りまして、低炭素なまちづくりについてです。基本施策コンパクト＋ネットワークの拠点づくりの具体的な取り組みについてです。こちらでは、2 つ具体的な取り組みを設定しております。1 つ目が木更津駅周辺を中心街における、都市機能の集積及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地活性化基本計画」の推進に取り組めます。2 つ目が「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通のネットワーク化を図ります。この 2 つを具体的な取り組みとして設定しております。2 つ目の基本施策公共交通の利用促進についてです。具体的な取り組みの 1 つ目としましては、多様な主体との連携・協働による地域公共交通の仕組みを構築し、地域の需要に

応じた新たな交通システムの導入を促進します。2 つ目がバス事業者と調整し、利用者の移動ニーズを踏まえた路線バスの再編や異なる交通機関、複数の路線等との乗り継ぎに配慮したダイヤ編成等を促進します。3 つ目が高速バスの乗降場所や運航本数の増加について、バス事業者に働きかけ、高速バスの利便性向上をめざします。4 つ目が継続的な啓発活動及び市民や企業等に対して、モビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通に関する意識の醸成を図ります。5 つ目が自転車のレンタルを行うとともに、自転車の利用環境を整備することで自転車利用の促進を図ります。以上の5つとなっております。35 頁に移りまして、基本施策地産地消の推進についてです。こちらの具体的な取り組みは 4 つ設定しておりまして、1 つ目が地元消費者へ地元産の安全・安心・新鮮さの PR などにより、農業に対する消費者の理解や信頼の確保を図ります。2 つ目が地域で獲れた有機野菜等の学校給食への使用を促進します。3 つ目が農産物直売所マップや地元産野菜販売協力店舗マップなどの配布により、地元農産物の販売促進を図ります。4 つ目が農産物直売所、直接販売、地元食品関連法人などの販路拡大・販路の多様化を図ります。以上の 4 つとなっております。36 頁に移りまして、分散型エネルギー社会の形成についてです。基本施策の 1 つ目省エネルギー設備の普及促進の具体的な取り組みは 3 つ設定しております。1 つ目が省エネルギー設備の導入促進を図ります。2 つ目が市の設置基準を満たした LED 防犯灯を、町内会や自治会等が新規に設置する際の費用を補助します。3 つ目が公共施設での省エネルギー設備の導入を推進します。2 つ目の基本施策の再生可能エネルギーの普及促進の具体的な取り組みについてです。1 つ目が住宅用省エネルギー設備設置補助事業により、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。2 つ目が水道施設の特性を利用した効率的な小水力発電の取り組みについて、経済性や導入方法の検討を行います。3 つ目が公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。以上の 3 つとなっております。38 頁に移りまして、基本方針の 4 循環型社会の形成についてです。基本施策の 1、市街地の緑化・緑地の保全の推進についてです。具体的な取り組みとしましては、1 つ目として都市公園や街路樹の維持を図り、みどり豊かな都市空間の創出に努めます。2 つ目が木更津港内港地区周辺の都市公園の段階的な再整備に取り組み、パークベイプロジェクトの推進を図ります。緑化意識の啓発に努めます。以上となっております。続きまして、基本施策の 2、4Rの推進についてです。具体的な取り組みとしまして、1 つ目が資源ごみを効率的かつ適正に処理し、再資源化を図ることにより、ごみゼロ型の地域

社会の実現をめざします。2 つ目が事業用大規模建設物から排出される事業系廃棄物の減量化・資源化を推進します。3 つ目が市内小中学校及び保育園における給食の食べ残しの堆肥化を推進します。4 つ目「30・10 運動」をはじめとする食品ロス削減の取り組みを推進します。5 つ目がごみ分別ガイドブックの配布、広報きさらづや市公式ホームページへのごみの減量化・資源化に関する情報の掲載、リサイクルフェアでの資源品回収等により、リサイクルの意識の向上を図ります。6 つ目がごみの有料化を推進することで、ごみの排出量及びごみ処理経費を抑制します。最後の7つ目が自治会や町内会などによる資源ごみ回収や各家庭での生ごみ処理機等の購入など、ゴミの減量化・資源化に貢献する活動を支援します。以上の7つになっております。40 頁に移りまして、最後の基本施策森林の整備・維持管理の推進についてです。こちらにつきましては、「木更津市森林整備計画」に基づき、森林の整備及び適正な維持管理を推進します。2 つ目の具体的な取り組みとしまして、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを推進します。この 2 つとなっております。これら基本施策の中から、より重点的に取り組むこととして、41 頁から重点施策を設定しております。重点施策は全部で 6 つありまして、1 つ目が再生可能エネルギーの地産地消、2 つ目がコンパクト＋ネットワークの拠点づくり、3 つ目がごみ総排出量の削減、4 つ目がエコ通勤・エコドライブの推進、5 つ目が食品ロス削減に向けた取り組みの推進、6 つ目が地球温暖化に関する環境教育・環境学習の推進となっております。まず、1 つ目の再生可能エネルギーの地産地消については、現在行っている住宅用省エネルギー設備設置補助事業を実施していくとともに、現在、市内にある太陽光発電システムのうち、外部に販売されている電気を市域内で消費することで、温室効果ガス排出量の削減に取り組むというものです。こちらの取り組みでは、第4章で示した削減見込量である 33.7 千 t-CO₂ の削減が見込まれております。42 頁に移りまして、重点施策の 2、コンパクト＋ネットワークの拠点づくりについてです。中心市街地活性化基本計画に基づいて、コンパクト＋ネットワークの拠点づくりを目指すことで、自家用車需要の軽減や公共交通機関の利用促進などにより温室効果ガス排出量の削減を図るというものです。こちらの施策による削減見込量は、1.4 千 t-CO₂ の削減が見込まれております。43 頁に移りまして、重点施策の 3 です。こちらのごみ総排出量削減としましては、4Rを推進することで、ゴミの減量化、リサイクルの促進を図っていき、ごみの焼却に伴う非エネルギー起源の CO₂ の削減をしていくというものです。こちらの施策による削減見込量は、1.3 千 t-CO₂ の削減が見込まれ

ております。重点施策の 4、エコ通勤・エコドライブの推進としまして、通勤時における公共交通機関の利用や自転車利用などのエコ通勤を推進していくとともに、マイカー等を使用する際には、エコドライブを推進することで、温室効果ガスの削減を目指すというものになっております。44 頁に移りまして、重点施策の 5、食品ロス削減に向けた取り組みの推進としまして、令和元年 10 月 1 日に「食品ロスの削減に関する法律」が施行されまして、地方公共団体には、地域特性に応じた、食品ロス削減に関する施策を推進することが求められています。こちらに対しまして、小中学校や保育園における給食の食べ残しの堆肥化や「30・10 運動」などの食品ロス対策に取り組んでいくことを重点施策としています。最後に、重点施策の 6 つ目としまして、地球温暖化に関する環境教育・環境学習の推進です。こちらでは、干潟学習会や教育講演会の開催、社会科副読本の活用などによって環境学習を実施していくことで、地球温暖化の問題や気候変動の影響について、生涯学習などを通じて、意識の向上を図っていくというものになっております。以上で、第5章の説明を終了いたします。

45 頁から、第6章気候変動に向けた適応策についてご説明いたします。まず、適応策とはということで、地球温暖化対策は、大きく分けて緩和策と適応策の2つがございます。緩和策では、第5章で述べたような、温室効果ガスの削減や吸収源の対策によって、地球温暖化の進行を食い止めるという対策です。適応策というものは、気候の変動に伴う影響に対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響の防止・軽減を図る対策となっております。実際に本市においても、令和元年（2019 年）9 月の台風 15 号により、大規模停電や今後海水面の上昇による盤洲干潟への影響などが危惧されていることから既に生じつつある、あるいは将来起こりうる気候変動の影響を軽減・回避するため、適応策を講じていくことが求められています。46 頁に移りまして、木更津市で考えられる気候変動の影響の評価についてです。こちらでは、国の気候変動適応計画では、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の 7 つの分野において、重大性、緊急性、確信度によって評価されています。この中で特に本市に影響が大きいと考えられる分野について影響評価を行っております。こちらについて、抽出したものが、46 頁から 48 頁の表となっております。49 頁に移りまして、こういった評価を行った後、これらの分野に対して、実際にどのような適応策に取り組んでいくのかについて記載しています。農業・林業・水産業分野についてです。こ

これらの具体的な取り組みとしましては、1 つ目が森林病虫害等の駆除及び予防を実施します。2 つ目が風害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林整備に努めます。3 つ目が気候変動による農作物への影響について情報収集を行います。4 つ目が気候変動に対応した農業技術の情報収集、普及啓発を行います。5 つ目が海水温度の上昇による水生生物への影響についての情報収集を行います。6 つ目が海面上昇による干潟への影響についての情報収集を行います。最後の 7 つ目が藻場の継続的な監視と適切な維持管理を実施します。以上の 7 つとなっております。続きまして、水環境・水資源分野における具体的な取り組みについてです。1 つ目が水質への影響把握に向けた河川水質等のモニタリングを実施します。2 つ目が港湾域等における低層貧酸素化、赤潮等の将来的発生リスクについて情報収集を行います。以上の 2 つとなっております。50 頁に移りまして、自然生態系についてです。これらの具体的な取り組みでは、1 つ目が外来種の把握と駆除等の適切な対応を実施します。2 つ目が気候変動による生物多様性への影響についての普及・啓発を行います。3 つ目が生物季節や生息分布域への影響についての情報収集を行います。4 つ目が生息域の拡大しているイノシシ等野生鳥獣の被害対策・注意啓発を行います。以上の 4 つとなっております。続きまして、自然災害・沿岸域分野についてです。具体的な取り組みとしましては、1 つ目が災害廃棄物の処理対策を推進します。2 つ目が都市の浸水被害を防ぐため、雨水管渠の整備と適切な維持管理を行います。3 つ目が防災・災害情報の収集及び伝達方法を確立します。4 つ目が広報きさらづや市ホームページへの防災・減災情報の掲載による普及・啓発を行います。5 つ目が木更津市防災マップの普及を行います。以上となっております。51 頁に移りまして、健康分野における取り組みについてです。1 つ目が熱中症対応ガイドラインの配布による普及・啓発を行います。2 つ目が市ホームページ等への熱中症対策の掲載による普及・啓発を行います。3 つ目が県や周辺自治体と連携した感染症対策・予防を推進します。以上の 3 つが健康分野における取り組みです。最後の国民生活・都市生活分野における取り組みについてです。1 つ目が緑化によるヒートアイランド現象の軽減に努めます。2 つ目が自転車利用やエコドライブの推進によるライフスタイルの改善を図ります。3 つ目が分散型エネルギー社会の形成によるエネルギーの地産地消を図ります。4 つ目が環境イベント等における適応策の市民への普及・啓発に努めます。以上が第6章の適応策となっております。

続きまして、第7章計画の推進についてです。計画の推進体制としましては、各主

体の役割として、市民・事業者、市の役割について記載させていただいております。また、(2)では環境審議会の役割、(3)では国、県、周辺市町村、研究機関、団体などとの協力・連携について記載させていただいております。最後に、53 頁の計画の進行管理としましては、PDCA サイクルを用いて、計画の進捗状況を把握するとともに、点検・評価を行うことにより、継続的に改善を行うこととしています。また、年次報告としまして、毎年度の温室効果ガス排出量の算定結果について、市ホームページ等を通じて公表していくとともに、世界気候エネルギー首長誓約に基づきまして、温室効果ガスのガスインベントリを2年ごとに報告していきます。以上で、第7章を終了いたします。

資料編につきましては、説明を割愛させていただきます。以上で、ご説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。ただいまありました事務局、事業者のご説明について、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

【会長】 手塚委員どうぞ。

【手塚委員】 ありがとうございます。5 点ありまして、まず資料の 15、6 頁に関連するのですが、第2章ですね。計画の基本的事項ということで、目的、位置づけ等々が記載されていますけれども、後ろの方で、5章に緩和策、6章に適応策のお話が出てまいります。緩和策と適応策について定めるのが、おそらく計画の目的だと思いますので、この2章の中に、資料の 45 頁にある 6-1 適応策の説明のところで、緩和策と適応策について説明がなされていて、これはむしろ総論事項ですので2章の基本的事項の中に移していただいて、まず、緩和策と適応策とはどのようなものなのかというのを計画の中できちっと位置づけていただいたうえで、5章と6章を構成していただきたいと思います。これは意見でございます。ですので、15 頁、16 頁の2章の中に、6-1 から適応策とはというタイトルになっていますけど、タイトルも修正していただいて、定義づけをピックアップして前に出していただきたいというものです。

2 つ目が 29 頁でございます。第5章のタイトルですけども、これは形式的なところですが、地球温暖化対策に向けた緩和策というのは日本語として意味が通りませんので、地球温暖化の緩和策あるいは地球温暖化に対する緩和策と修正をお願いしたいと思います。

次に、38 頁でございますが、関連して同様の 43 頁にもあるので併せてご覧いただきたいのですが、4R通常は3Rですけども、リフューズを入れて5R、4Rとよく言

われますけどもこれ自体は特に意味はないですが、3Rにあたるリフューズを除いた、Reduce:減量、Recycle:リサイクル、Reuse:再利用とございますが、これのリサイクルと再利用の順番を入れ替えていただければと思います。循環型社会形成推進基本法で優先順位が決まっておりますので、その順位をきちんと表現していただきたいと思います。43 頁にも同様の箇所がございます。

関連して 38 頁から 40 頁の基本方針 4 が循環型社会の形成という見出しになっておりますが、その中の4Rの推進以外の市街地の緑化・緑地の保全の推進という項目と森林の整備・維持管理の推進という項目がなぜ循環型社会の形成の中に位置付けられるのか、通常はこのテーマの中に入っていないと思いますので、もし意図があって入れられているのであれば、その意図をお教えいただければと思います。

最後に 49 頁と 51 頁について御伺いしたいところがあるのですけれども、まず 49 頁、農業・林業・水産業の具体的な取り組みの 2 つ目です。風害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林整備に努めます。それから、51 頁の一番下、環境イベント等における適応策の市民への普及・啓発に努めます。この 2 項目だけ具体的な取り組みの文末が「努めます」になっています。適応策としてはすべて今後頑張っていくますということ、他はすべて「実施していきます」というように言い切る形になっていますので、表現を合わせて「実施します」もしくは「行います」とした方がよろしいかと思えます。以上です。

【会長】 はい。ありがとうございました。事務局あるいは事業者からこの意見に対してどうでしょうか。

【事務局】 手塚委員貴重なご意見ありがとうございます。それでは、今、5 点ほどご意見いただきまして、まず、16 頁のところ、適応策のところに緩和策、適応策の内容が入っておりますので、こちらは全体の説明ということで、第2章の方に持ってくるべきだと感じておりますので、そのように訂正させていただきたいと思えます。

続いて、5章のタイトルも地球温暖化に対する緩和策という表現の方が適切かと思えますので、そのように訂正させていただきたいと思えます。

4Rの順位については、ご指摘の通り、優先順位に従った表記が正しいかと思えますので、こちらにも訂正させていただきます。

循環型社会の形成の基本施策として、市街地の緑化・緑地の保全の推進と森林の整備・維持管理の推進は、低炭素なまちづくりとなるかと思えますが。

【手塚委員】 市街地の緑化も森林の整備もどちらも非常に重要なテーマですので、

落とす必要は全くないのですけども、通常これらを循環型社会の形成というところに包括することはないと思いますので、別立てのテーマにするか、他の所に入れるか、再編成をしていただきたいと思います。循環型社会の形成として、取り扱うことはないと思いますので、すぐにお答えを求めるものではないので、工夫していただければと思います。

【事務局】 循環型社会の森林に関する項目等は当然残すべき項目だと思いますので、適切な位置を検討させていただくことと、それに伴って循環型社会の形成の部分が薄くなってしまうので、取り組み等についても併せて検討したいと思います。続いて、適応策の努めますという表現は、ご指摘の通り文末を言い切っても問題ないと思いますので、担当課と確認したうえで、検討させていただきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

【手塚委員】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

【会長】 はい、他に。渡辺委員。

【渡辺委員】 3点あります。まず、3頁ですけれども、同じ頁に2点ありますので、4点伺うことになるかと思います。まず、1点目はですね。28頁の冒頭部、そもそもの目標を国の目標以上に掲げるということになっているのですが、今般の災害等で大量の災害廃棄物が出ましたし、これから年々いろんな災害によって、そういう災害ごみが発生するのではないかと思うのですけれども、そういう想定を含めてもこの目標というのは無理がない目標なのか、初めてというくらいの台風の被害もありましたので、今の感触と目標を設定した段階と違うものなのか、目標が現状に応じて変わってくるものなのか、国の設定以上に頑張ろうという意気込みは大事だと思うんですけども災害ごみの発生との絡みをどのように考えているのかということが1点目でございます。1つずつの方かよろしいでしょうか。では、よろしくお願いします。

【会長】 では1点ずつ。事務局あるいは事業者からお願いします。

【事務局】 事務局よりお答えさせていただきます。確かに災害ごみについては、計画当初、盛り込んでおりませんでしたので、これにつきましては、今後どれぐらいの規模が予想されるのかということが課題になってきますので、この度の災害ごみの発生量なども計画に含めまして、その中で目標を達成できるのか再検討させていただきます。

【会長】 よろしいですか。

【渡辺委員】 わかりました。計画の見直しのタイミングがあるかと思しますので、そのタイミングでもよいかとは思っております。災害ごみについても、考えていただければと思いました。

2点目です。34頁の基本方針2の低炭素なまちづくりの下の方にある公共交通の利用促進のところですが、ここでいうところの具体的な取り組みの3つ目ですね。高速バスの乗降場所や運行本数の増加について、バス事業者に働きかけ、高速バスの利便性向上をめざします。ということですが、この運行本数増加ということですが、私は高速バスも電車も大変よく利用しますので、便利だとは思いますが、低炭素なまちづくりを目指すときに、バスの本数が増えるということがイコールマイカーの利用抑制に直結していれば別なのですが、例えば、私の主人のようによほどの遠いところでない限りは、東京でも、埼玉でも、北関東でも可能な限り、よほどの理由がない限りは車で行きます。何かの折に、電車なんてほんとに久しぶりだと言っていたのですけれども、どこに行くのでも車ありきで、電車やバスの方がすごくいい、災害などで車が通れないという人たちが結構いらっちゃって、特に木更津は車で移動することが多いのではないかと思います。その中で、運行本数の増加とバス事業者に働きかける、路線バスなら別なのですが、高速バスについての新しいルートとして新しいまちに行けるようになるのかならいいと思うのですが、現状の10便ある本数を20便にするとかということが低炭素なまちづくりに直結するのかどうかということが私の中でイメージがわからないので、皆さんのお考えを伺いながらと思っております。利便性の向上にはつながるとは思うのですが、どうでしょうか。

【事務局】 高速バスの本数を増やすということで、現在乗っている方が散らばるということではなくて、バスを増やすことで、新たな利用者ニーズが増えるイコール自家用車で移動している方がいづらかシフトするということではあると思うのですが、高速バスだけでなく電車の本数などについても変わってきますので、高速バスという具体的な名称となっていますので、電車などの車からシフトするものを列挙するかたちの方がわかり易いのかなとは思いますがいかがでしょうか。

【渡辺委員】 目的はそこだと思いますので、私がちょっと引っかかったのが、運行本数を増やすということがそんなに大事なかなと思ったものですから、目的がそういうことですので、それに合った表現なり、方法を記載していただければと思います。皆さんが、直結するよということであればいいのですが、先ほどお話しした私の主人のような人たちが、本数が増えたことで車に乗らずにバスに乗ろうという選択肢するのかがど

うか、それはなかなか難しいのではないかと思いますので、お聞きしました。

もう一つが、その同じ欄の一番下のところです。自転車のレンタルを行うとともに、自転車の利用環境を整備することで自転車利用の促進を図ります。自転車の利用環境を整備するということは駐輪場のスペースを増やすことなのかなとは思っていたのですが、その前の自転車のレンタルを行うとともに、これは今、木更津市内では、華々しく展開されている事ではないと思います。うまくたの里でレンタルがあるのと、駅にも観光的なイメージのレンタルをやっているというのは知っていますけれども、都市部的に言う乗り降りのしやすいようなレンタサイクルみたいなものを展開するのは難しいのではないかと考えていますが、この自転車のレンタルを行うっていうのを具体的にどんな風にイメージしておられるのか、ちょっと私の方で想像できなかったものですから解説いただけたらと思いました。

【会長】 はい。事務局いかがでしょうか。

【事務局】 具体的にこういったプランというのは、現在まだないのですけれども、先ほど委員がおっしゃられたような都市部にあるような乗り捨て型のシェアサイクルそういったものを民間活用したうえで、導入できれば、自動車の利用が減るのではないかと考えております。あとここに掲げている利用環境の整備というのは、駐輪場の整備だけではなく、自転車の走れるレーンなども含んでおりますが、具体的にどの道路を整備するという段階でないというのはご承知いただければと思います。以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【渡辺委員】 はい。最後はですね。38 頁の具体的な取り組みの下から 2 番目です。ごみの有料化を推進することで、ごみの排出量及びごみ処理経費を抑制します。ここは、もうちょっと踏み込んだ何かありますでしょうか。もしかしたら、これは市民にとって敏感なところなのかなと思いますので、ちょっと解説を加えていただければと思います。

【会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 こちらもまだ、具体的なものが、どれぐらいの金額に上げてなど、そういったものは決めてはいないのですけれども、なるべくごみの排出量を減らすような啓発といいますか、市民の方が少しごみの排出にあたって、ごみ袋を減らしたりすることにつながると考えまして、このように書いてはいるのですが、具体的なものはございません。

【渡辺委員】 今、ごみ処理に係る費用を市が負担していると思うのですが、ここに明確に書いてしまっていないものなのかどうかご一考いただいた方がいいのではないかと思います。

【事務局】 ごみの有料化というものが、そもそも平成 13 年度に市がごみの分別という中で指定ごみ袋を導入したということがありまして、そもそも、ごみの排出量を抑制するという意味合いもありますし、循環型社会を目指すということで、ごみの分別をしっかりやっていただくという中で、指定ごみ袋有料化というものをやってきたという経緯がある中で、私も今、言われて気づいたのですけども、有料化を推進することで、ごみの排出量及びごみ処理経費を抑制というよりも、ごみの分別を徹底することによって、排出量を抑制するとか、そういったかたちで、結果的には処理経費の削減にもつながるというかたちで文言を修正させていただければ、その方がわかり易いのかなと思ひまして、確かにこの有料化という言葉は市民にとって非常に敏感な言葉であるということは私どもの承知しております。こちらは文言をかえるかたちで検討させていただければと思います。

【会長】 こちらはごみの分別を推進ということでもいいでしょうか。

【会長】 他にございますか。吉田委員。

【吉田委員】 吉田です。2 点ほどちょっとあるのですが、今回まとめていただいたのは非常に、100 頁もの非常に精緻な調査をきちっとしたまとめをされているのですが、ちょっと要望みたいになるのですが、1 つはですね。10 頁に SDGs の話がありますが、今 G20 でも国民運動として役所をはじめ、地方自治体にもこの 17 の目標と 169 のターゲットにつきまして、どんどん具体的なかたちで降りてきています。私は、中核都市である木更津は、それともう一つ、市長さんが先進的に世界気候エネルギー首長誓約をされているので、グローバルなこういう考え方もこの中に取り入れて、具体化するということは今の時点では難しいかもしれませんが、取り急ぎのですね、意気込みをどこかにいれていただければと思います。10 頁では、紹介だけですので、対策の方の中に盛り込んでいただく方がいいのかもしれないですけど、私の方で感じている中では、千葉県等でも取り組み始めていますので、足並みをそろえたらいいのではないかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。SDGs ともう一つが、先ほど冒頭にあいさつの中でも話させていただいたオーガニックなまちづくりというものがありまして、木更津市としましては、現在、SDGs の目標を達成するための一つの手段として、オーガニック

なまちづくりというかたちで、その中の一つが温暖化に対する取り組みということで位置づけさせていただいておりますので、その旨を改めてどこかに示させていただければと思います。

【吉田委員】 ありがとうございます。補足ですけども 14 頁の世界気候エネルギー首長誓約との関係もいずれは問われるのではないかと危惧をしておりますので付け加えさせていただきます。

2 点目ですが、41 頁の具体的な重点施策の取り組みが各分野別にあるかと思いますが、この中の例えば、重点施策の 5 番目の食品ロス削減に向けた取り組みの推進や地球温暖化に関する環境教育・環境学習の推進があります。これも、最近食品のリサイクル法もできたばかりですけども、こういう身近な問題や地球環境の今回適応策についてもまとめていただいてわかり易いのですけども、この中で実際に自治体さんだけではなかなか難しい問題だと思っておりますので、支援団体などの木更津市内にあるいろいろな人材をもう少し活用して、啓蒙活動や普及などそういう取り組みも自治体さんが発信していただいて、協働でやれるような仕組みも併せて必要ではないかとコメントさせていただきます。

【会長】 これに対して、なにかありますか。

【事務局】 ありがとうございます。吉田委員のおっしゃる通り、各主体との組織体制についても検討させていただいて、こちらに書き込める内容については、書面の訂正等させていただければと思います。ありがとうございます。

【会長】 はい。よろしいでしょうか。草刈委員。

【草刈委員】 はい。私も吉田委員の意見と似たところがありまして、今回 SDGs や、29 頁、30 頁に重点目標等が記載されていると思います。行政、木更津市がコンパクトシティや、先ほどの公共交通等の施策全部が SDGs に当てはめて、全てのことがこの温暖化対策に対応するというところで、低炭素の方でも勉強させていただいているところでございます。そのような中で、今回、実行計画を策定され、そのあとのように進めていくのか、先ほど、吉田委員が啓蒙活動をこれから先どのようにするのかという、最後に目標でも一つあればというように思っております。もちろん、行政が最近エコカーを導入されたとか、そういう話もあるのですけども、そういったことをどんどん率先していくと同時に、各事業所さんに協力をいただくというのはほんとにいい意見だと思いますので、進めていきたいということで、どのように周知徹底をして、この実行計画を遂行されるのかというのを、今の段階でプランがありましたらお聞か

してください。

【事務局】 今回、アンケートを取らせていただいて、皆さんわかっているのだけれどもやれていないというような市民の方々、そこには事業所で働いている方も含めておりますのでアンケートを見ると市民の方では分かっているけど取り組めていない方が多いということ、あとは、ソフト面になるのですがこちらに組み込ませていただいた施策などについては、誰でも取り掛かれるような内容等でございますので、そういったものを取り組みやすくするようなことを示していったら、日本人の特性として、みんながやっていることは、皆さんやってくださるので、周りの人を巻き込んで、まずは木更津市から大きなムーブメントに、温暖化に対する、国でいうとクールチョイスのような国民運動を広げていくことが大事かと思っています。以上です。

【草刈委員】 目標ということで、そのあたりは何となくわかっていたのですが、アンケート調査を見ると、率先してやりたいと思っている人が少ないように見受けられました。ぜひ、せっかく市長がいらっしゃいますので、今回、これを進めていく中で、今、課長の方からも答弁あったのですけれども、進めていくためには、やっぱり皆様に関心を持っていただかなければいけないという中で、さまざまなものに対しまして、今、住宅の方の施策で太陽光では補助をしたりですとかしているんですが、今回の災害に関しまして、発電機、地方政府組織に配らせていただいているものはガソリンが劣化し使用ができないとかっていう中で、木更津市も蓄電池型の発電機を、今、リースされて、今回の災害の対応に使われつつあるのを聞いているのですけれども、そういったシフトチェンジするものに対して、国からの補助金等を使って促進に動いていただけたらと思いますので、宜しくお願い致します。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

【会長】 はい。ありがとうございました。湯谷委員。

【湯谷委員】 3点ほど意見があるのですが、まず、1点目は、全体を通してなんですけれども、全市をあげて取り組むというかたちで、例えば、農林水産に関しては、農と林に関しては、比較的記述が多いのですけれども、水産に関しては、あまり述べられているところが少ない、木更津市は海のある自治体で、海っていう特徴がある。しかし、海っていうのは直接市が手を出せないっていうのはわかるのですけれども、そこで、働いている人たちがいて、例えば、海で藻場なんて言うのは漁師の人達にとってはちょっと邪魔かもしれないですけども、それとうまく共存していくことによって、二酸化炭素の吸収源として働くというので、緩和策になります。そういうことを、市を

挙げて水産の人たちと取り組もうというのも 1 つあるかもしれませし、もう 1 つは、木更津市には盤州干潟の自然海岸が残っていて、干潟もそうですね。自然海岸。自然海岸は高潮ですとか高波に対して防御機能が一定程度備わっているという事は言われておりますので、それを保全していこうとすれば、それは適応策になっていくので、やはり、木更津の特性あるものにしていこうとすると、ある程度海に関する記載もあってもいいのかなと思いました。

もう 1 点ですね。コンパクト化ですね。まちのコンパクト化に関して、削減量の見積りがなされていると思うのですけれども、現在の見積もりは、公共交通機関を利用した場合の削減効果ということで、見積もられていますが、実際はこんなものではないはずで、コンパクト化というのは一番削減効果が期待できる施策のはずなので、ただ、なかなか難しいとは思いますが、可能であればもう少しいろんな削減化効果があるということは、ここに含めていただければいいのではないかなという気がします。あと 3 点目は、非常に小さいことなのですが、51 頁に適応策として、国民生活・都市生活の中に、エコドライブの推進と分散型社会の形成というものが入っているのですが、これはどちらもおそらく二酸化炭素削減に寄与するものということであれば、適応策ではなく、緩和策になるのではないかなという気がしましたので、その辺ご検討いただければと思います。以上です。

【会長】 はい。このような意見があります。

【事務局】 ありがとうございます。まず、海に関する部分が少ないというご意見ありがとうございます。先ほど、山口委員の方からも、直接困っているというようなご意見も頂戴しておりまして、あとは高潮対策等ですね。貴重な干潟が残っている。今、保全運動はしているのですが、そのことが温暖化の適応策になるということについては、ここでしっかりと書いていきたいと思います。

あとは、エコドライブと分散型エネルギーは、確かに緩和策になる部分かと思いますので、適応策から緩和策の方に変更させていただきます。あとは、コンパクト、ネットワークの CO₂ 排出量に対して新たな指標があれば、また、示せるものがあるのかというところは検討させていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

【会長】 はい。他に何か、吉田委員。

【吉田委員】 追加のコメントといいますか、言いたいのですけども。エヌエス環境さんですかね。やっぱり、千葉県は三方海に囲まれているので、海に関するデータを

もう少しですね、記述していただければありがたいのですが、というのは海水の上がるのが 80cm 高いということですが、日本は今どうなっているのか、そういうデータはあるんでしょうか。海水面が上がっているのか、下がっているのか。

それともう 1 つ海水温のいろんなデータも最近では海洋研究所とか、東京湾とは、概要は違うのですが、そういう我々の生活に直接かかわる、先ほどの高波の話もありますし、木更津は内湾ですけども、参考になる意見はないかと思ひまして、その対策もね。長い目で見ると必要かと思ひます。それと、漁業といいますか、海苔の産業もいろんな意味で、炭酸ガスと関係がある研究も世に出てきていますから、ブルーカーボンというものがあるのですよね。ご存知かと思ひますが、そういう、地域の人と地球環境との関係をもう少し、気づいてもらうっていうのですか。そういうオーガナイズすることも必要じゃないかと、よろしくお願ひします。

【会長】 事業者さん何か、今のご意見に対して。

【事業者】 ご意見ありがとうございます。実際に、日本で既に起こっている海の現象等も報告されていますので、そういった内容だとか、その中で特に木更津市に関係あるものでしたりとか、主に予想されている部分ですね。こちらについても、コラム等で紹介させていただければと思ひております。

先ほどの、ブルーカーボンや藻場についても同様ですので、事務局とご相談させていただければと思ひます。ありがとうございます。

【会長】 他に、高橋委員。

【高橋委員】 資料の 33 頁を見ていただきたいと思うのですが、身近な省エネ活動ということで、学校教育の重点施策 6 の中にもありますけど、私自身この表をちょっと見ていて、普段あまりこういったことっていうのは気にしていない。うちの学生にしても、子どもたちにしても、エアコンが完備されていますけども、基本的には、事務室なり、職員室の方で温度設定をして、エコルールという印刷物も各教室に貼ってありまして、子どもたちに温度はこういうふうを守っていかなくちゃいけないということで、東日本の震災の時から、あの時電力不足ということで、国の方が動いて、そういったエアコン使用については、温度をこのくらいにという話があつて、当時から現在もそのような対応をしている状況でございます。やはり普段の学生や高校生を見ていると、例えば、どこかの場所で温度設定が自由にできる場所がいくつかあります。そうすると、子どもたちは、どうしても押したくなるのですよね。ですから、我々も自宅での、家庭生活の中でもこういう僅かなエコかもわからないですけど、こういっ

たことをみんなが認識して、要するに周知していければ、いいのかなと。小さなところからやっていくことっていうのは大切だし、まして、小学生とか中学生とかそういった小さい時から、こういうこれから20年後、30年後を見据えた中での、温暖化対策の1つになっていくのだということを市の広報なり、ああいったところでも、こういったものを出していただいて、ごみのカレンダーなどと同じような、そういったものを発行して、市民に意識を根付かせる。そういったこともしてもらえれば、そうしたら学校の方なんかでもそういったものを配布していただければ、それぞれ教室にも掲示させてもらって、指導もできるかと思いますので、そういったこともご検討いただければなと、私の方では思います。

【会長】 はい、事務局どうぞ。

【事務局】 ありがとうございます。まさに、高橋委員のおっしゃる通りだと思っております。まして、今回この計画書ということなので、1頁しかとっておりませんが、今後、温暖化対策を普及していくためには、まず、環境教育も必要でありますし、そういった中で、この表の部分を前面に出して、子どもに広く浸透させていくこと、どうしても、昨年イベントをやった時に、こういったものを風船にして、これを1時間やるとこれだけの二酸化炭素が減るんだよというような形で、なるべく子どもにわかり易く表現していきたいと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。他に、どうぞ。手塚委員。

【手塚委員】 すいません、繰り返しお時間いただきます。この実行計画の区域施策編の趣旨との兼ね合いにつきまして、自然的社会的特性と照らし合わせて、それに、こういった計画策定というお話になってきていると思うのですが、そのことに関連して、事務局にお伺いするのであれば、木更津市としての区域施策編の特徴の様なものが、もしあるのであれば、ここに特徴を見出してほしいというような点を、気持ちを含めていられる点が、もしあれば教えていただきたいということと、委託事業者さんにお伺いするのであれば、住民アンケートを実施していますけれども、このアンケートから木更津の区域施策編を策定するに当たって、何か意識されていることがもしあるのであれば、教えていただきたい、アンケート結果は包括的に活用したというようなことであればそれはそれで結構ですので、お答えいただければと思います。

【会長】 では、事務局いかがでしょう。

【事務局】 では、まず、私の方から木更津らしさということについてはですね。やはり地域特性としては、やはりこの地域は自家用車に対する依存度が高いということ、

あとは、地産地消できる農産物等があるということ、あとは、自家用車とも絡んでくるのですが、まちが分散しているというようなこと、そういったようなところで、あとは日当たりのよい屋根があるということで太陽光発電などが設置できるかと思うのですが、そういったところは、都市部以外では共通してくるのですが、そのような点を加味して、基本施策等は書いています。以上です。

【会長】では、事業者さんの方から。

【事業者】私の方からアンケートの活用についてですが、まず、木更津市さんの大きな特徴としまして、世界気候エネルギー首長誓約こちらの方を誓約しているのですが、こちらは4月に誓約されているため、皆さんなかなか知っているという方が少なかったのも、やはりこういった部分については押し出していこうということで、コラム等を活用して知っていただきたいということと、先ほどなかなか取り組めないということもございましたので、現状どういった気候変化が起きているのか、木更津市としてもこういった影響が出るんですよということを知っていただいて意識啓発を行えばということ。身近な取り組みとしてどういったことができるのかということを含めればと思っております。先ほど、ご意見いただいた、海等のことについても含めていければと思っております。以上です。ありがとうございます。

【会長】手塚委員よろしいでしょうか。

【手塚委員】はい。

【会長】他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、次第の8その他について事務局からお願いします。

【事務局】先ほどのスケジュールの中にございましたが、今回のご意見を集約し、パブリックコメントをかけ、2月下旬または3月上旬に再度皆様にお諮り致します。

【会長】ということでよろしいでしょうか。特にないようでしたら、今日は非常に多くのご意見いただいて、ぜひこの計画に活かしていただきたいと思います。私の方からですが、私が感じたのは、ちょっと今回の計画に関しまして、冒頭の渡辺市長や私のあいさつにもありました通り、地球温暖化による影響なのか大災害が、おそらく来年も来るかもしれないですね。そういったことに対しての対策というものが、若干薄いような気がします。私自身も思ったことはですね。情報の共有が何よりも大切だということで、例えば、こちらは木更津市ですと大雨の中では全然聞こえないので、やはりそういった情報網を構築するようなことも、ぜひ行政の方々と我々全体が考えていけないといけないことだと思いますので、そういったところももう少し盛り込んでい

ただければというのが、私の要望でございます。それでは、ご意見も出尽くしたよう
でございますので、令和元年度第1回木更津市環境審議会を終了いたします。委員
の皆様方に置かれましては、長時間お疲れ様でございました。また、事務局、委員
の方ご協力いただき感謝いたします。

会議録署名人 湯谷 賢太郎

会議録署名人 渡邊 浩司